

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付 財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額(税込)(円)	落札率	再就職の役員の数	備考
R7単価契約高崎河川国道不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 高崎河川国道事務所長 杉崎 光広 群馬県高崎市栄町6-41	令和7年4月15日	(有)石田不動産鑑定士事務所 群馬県高崎市常盤町58-1 ウイング高崎110号	1070002012960	本業務は、高崎河川国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力や高い信頼性を必要とすることから、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 有限会社石田不動産鑑定士事務所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (適用法令) 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	非公表	基準単価 177,100	—		単価契約 (契約単価×予定数量 4,924,700円)
R7単価契約高崎河川国道不動産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 高崎河川国道事務所長 杉崎 光広 群馬県高崎市栄町6-41	令和7年4月15日	(有)長壁不動産鑑定士事務所 群馬県高崎市八千代町3-5-8	8070002012962	本業務は、高崎河川国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力や高い信頼性を必要とすることから、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 有限会社長壁不動産鑑定士事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (適用法令) 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	非公表	基準単価 177,100	—		単価契約 (契約単価×予定数量 4,924,700円)
R7工事規制情報等ラジオ広報(群馬県)業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 高崎河川国道事務所長 杉崎 光広 群馬県高崎市栄町6-41	令和7年4月16日	(株)毎日広告社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	2010001029960	本業務は、高崎河川国道事務所管内の工事規制情報や注意喚起等の情報をラジオ放送するものであり、群馬県において、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、実施方針・実施フロー・工程表などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社毎日広告社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (適用法令) 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	非公表	8,499,700	—		
R7工事規制情報等新聞掲載(群馬県)業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 高崎河川国道事務所長 杉崎 光広 群馬県高崎市栄町6-41	令和7年4月16日	(株)毎日広告社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	2010001029960	本業務は、高崎河川国道事務所管内の工事規制情報や注意喚起等の情報を新聞掲載するものであり、群馬県において、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、実施方針・実施フロー・工程表などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社毎日広告社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 (適用法令) 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	非公表	7,499,800	—		